

VI その他報告事項

山地災害危険地区の再点検について

自然環境課

(1) 目的

近年、集中豪雨や大規模崩壊による山地災害が発生し、国民の生命・財産に甚大な被害を与えていることから、国（林野庁）においては、山地災害危険地区把握の精度向上を図るため調査要領が見直され、本県においても危険地区の再点検を実施した。

(2) 再点検、見直しの方法

- ① これまでは、地形図や航空写真の読み取りと現地確認による調査を実施
- ② 今回は、新たにレーザー測量の成果を活用し、等高線では表現できない微地形表現図（陰陽図）を作成
- ③ 微地形表現図により崩壊危険地ポイントとして、山腹斜面の傾斜が約30度以上かつ縦断面、横断面ともに凹地形に当てはまる箇所を抽出
- ④ 人家や公共施設等の保全対象に影響を与える斜面や溪流のうち、一定以上の崩壊危険地ポイントを含む地区で、今まで山地災害危険地に指定されていなかった地区を新規の候補として設定
- ⑤ 新規候補と既に指定されている危険地区について、見直し後の調査要領に基づき地質・地形等の自然条件を調査し崩壊等による危険度及び人家等への被災危険度を判定し、山地災害危険地区の見直しを実施

(3) 再点検・見直しの結果

○山地災害危険箇所数

前回調査（H18） 4, 440箇所 → 今回調査（H29） 5, 390箇所

【調査結果内訳】

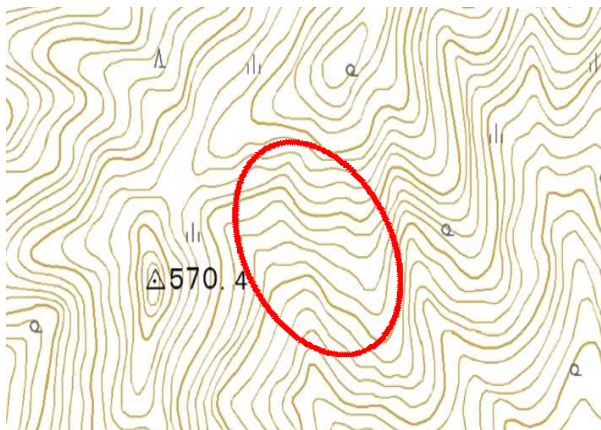
単位：箇所

区 分	前回調査 (H18)	今回調査 (H29)
山腹崩壊危険地区	2,492	2,912
地すべり危険地区	32	33
崩壊土砂流出危険地区	1,916	2,445
計	4,440	5,390

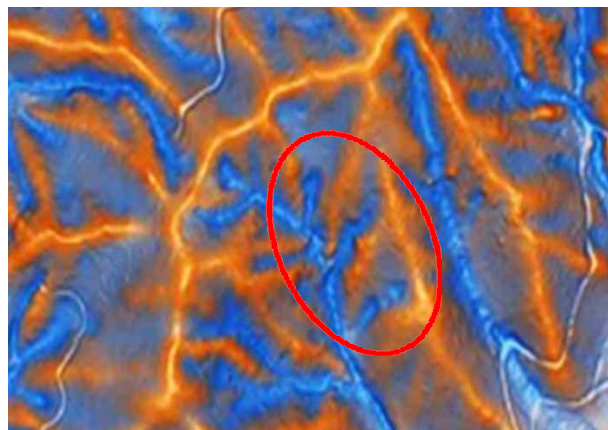
(4) 今後の取組

今回の結果は、県庁ホームページでの公開や市町村地域防災計画への掲載など、防災情報として広く県民に周知するとともに、市町村、国有林、砂防関係とも情報共有を行い、適正な治山事業の執行に活用する。

1 地形図と微地形表現図の対比



従来の地形図



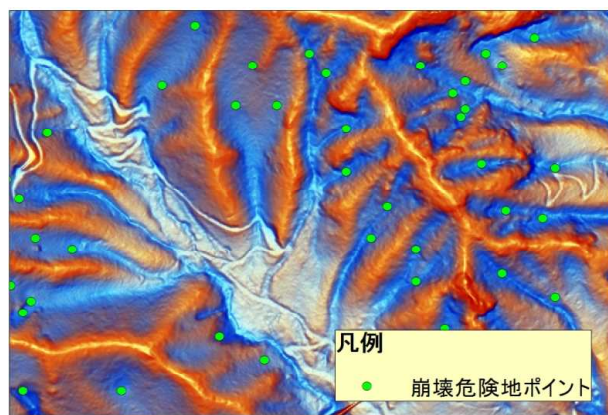
微地形表現図（陰陽図）

※従来の地形図では判別できなかった谷が微地形表現図では表現されている
なお、微地形表現図では、尾根部は赤、谷部は青、急傾斜ほど濃い色で示される

2 微地形表現図の作成



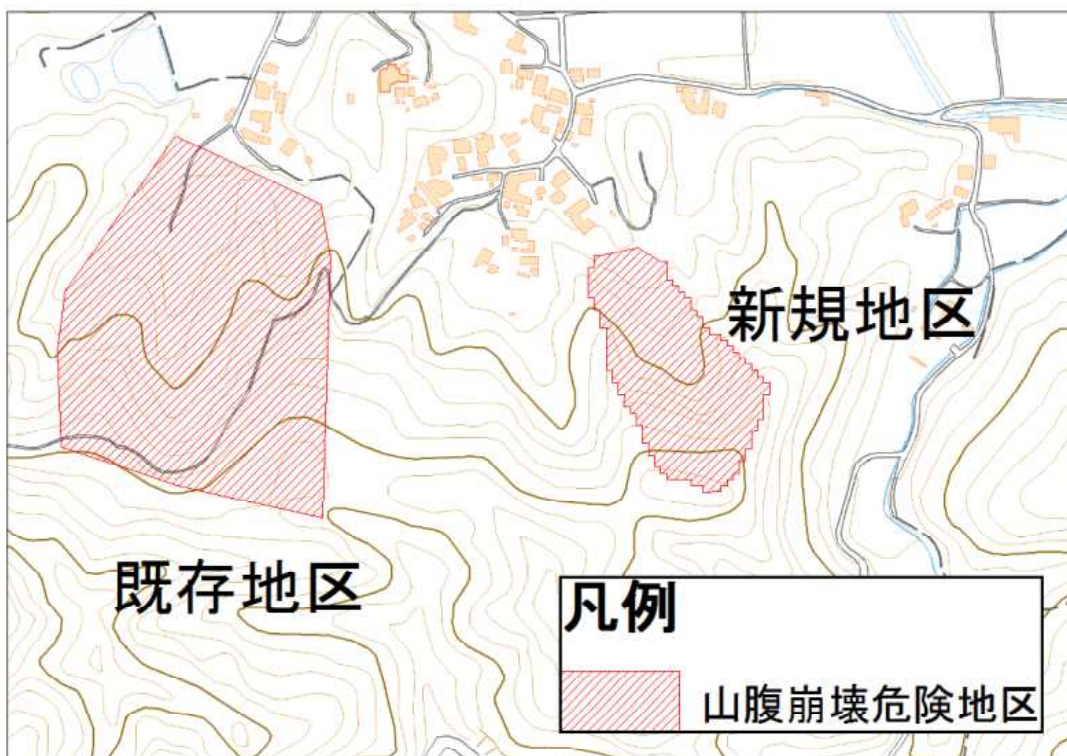
レーザー測量イメージ（国土地理院 HP）



微地形表現図（陰陽図）と崩壊危険地ポイント

凡例
● 崩壊危険地ポイント

3 山地災害危険地区の再調査及び危険度判定（山腹崩壊危険地区例）



凡例
■ 山腹崩壊危険地区